

令和2年坂祝町議会
第3回定例会 議案

令和2年9月8日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- | | |
|----------|--|
| 議案第 35 号 | 坂祝町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 36 号 | 令和 2 年度坂祝町一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 議案第 37 号 | 令和 2 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について |
| 議案第 38 号 | 令和 2 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について |
| 議案第 39 号 | 令和 2 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につ
いて |
| 議案第 40 号 | 令和 2 年度坂祝町水道事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 議案第 41 号 | 令和 2 年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につい
て |
| 議案第 42 号 | 令和元年度坂祝町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて |
| 議案第 43 号 | 令和元年度坂祝町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて |
| 議案第 44 号 | 町道の路線の認定について |
| 議案第 45 号 | 財産の取得について |
| 認定第 1 号 | 令和元年度坂祝町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2 号 | 令和元年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| 認定第 3 号 | 令和元年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について |
| 認定第 4 号 | 令和元年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて |
| 認定第 5 号 | 令和元年度坂祝町水道事業会計決算の認定について |
| 認定第 6 号 | 令和元年度坂祝町下水道事業会計決算の認定について |
| 同意第 18 号 | 坂祝町教育委員の任命につき同意を求めることについて |

議案第35号

坂祝町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町手数料徴収条例の一部を改正するものとする。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提 案 理 由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により、通知カードの新規発行や記載事項変更の手続きが廃止となり、令和2年5月25日に施行されたことに伴い改正するものです。

坂祝町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町手数料徴収条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係) 【別記1 参照】	別表(第2条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
7 行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に関する事務	個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合、その他再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	個人番号カード再交付手数料	1枚につき	800

改正前

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
7 行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に関する事務	1 通知カードの再交付 (通知カードの追記欄の余白がなくなった場合、その他再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	通知カード再交付手数料	1枚につき	500
	2 個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合、その他再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	個人番号カード再交付手数料	1枚につき	800

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

令和2年度坂祝町一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度坂祝町一般会計補正予算（第5号）を提出するものとする。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第37号

令和2年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を提出するものとする。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第38号

令和2年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第39号

令和2年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第40号

令和2年度坂祝町水道事業会計補正予算（第1号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和2年度坂祝町水道事業会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第41号

令和2年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第2号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和2年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第42号

令和元年度坂祝町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度水道事業会計未処分利益剰余金27,626,184円のうち、25,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を資本金に組み入れるものとする。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第43号

令和元年度坂祝町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度下水道事業会計未処分利益剰余金32,845,450円を減債積立
金に積み立てるものとする。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第 4 4 号

町道の路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て次の路線を認定するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

整理番号	路線名	起 点 ・ 終 点	重要な経過地
5083	黒岩 83 号線	加茂郡坂祝町黒岩字林前 1515 番 121 地先から	
		加茂郡坂祝町黒岩字林前 1515 番 116 地先まで	
5084	黒岩 84 号線	加茂郡坂祝町黒岩字林前 1515 番 148 地先から	
		加茂郡坂祝町黒岩字林前 1515 番 138 地先まで	
5085	黒岩 85 号線	加茂郡坂祝町黒岩字林前 1515 番 11 地先から	
		加茂郡坂祝町黒岩字林前 1515 番 11 地先まで	

議案第45号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

1. 取得の目的 坂祝町GIGAスクール構想タブレット端末整備（追加分）
2. 取得価格 21,116,700円（税込）
3. 取得の相手方 中部事務機(株) 東濃支店
岐阜県可児市羽崎495-1

認定第1号

令和元年度坂祝町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度坂祝町一般会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第2号

令和元年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第3号

令和元年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第4号

令和元年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第5号

令和元年度坂祝町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度坂祝町水道事業会計決算を認定に付します。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

認定第6号

令和元年度坂祝町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度坂祝町下水道事業会計決算を認定に付します。

令和2年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

同意第18号

坂祝町教育委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 [REDACTED]

氏 名 かね たけ ち あき
金 武 千 秋

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

任 期 令和2年10月1日から令和6年9月30日まで